

東京商工会議所中野支部

青年部・中野21の会 運営要綱

(目的)

第1条

本会は、中野区の産業振興および地域経済の活性化を支援することを目的とする。併せて、若手経営者の相互啓発を図るとともに、交流を深め、もって企業の発展に寄与する。

(名称)

第2条

本会は、東京商工会議所中野支部青年部・中野21の会と称する。

(原則)

第3条

- (1) 本会は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行ってはならない。
- (2) 本会は、これを特定の政党又は宗教のために利用してはならない。

(会員)

第4条

- (1) 本会は東京商工会議所中野支部会員企業の50歳以下の経営者・後継者、ならびにこれに準ずるメンバーで構成される。
- (2) 50歳を超えた会員は、翌年度の総会をもって卒業とする。
- (3) 本会卒業者は、全て会OBとして登録し、必要に応じ、本会事業への援助・協力を行う。また、本会より主たる事業への参加案内を行う。

(事業)

第5条

本会は、第1条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 産業振興に関する調査、研究、事業を行う。
- (2) 産業振興に関する勉強会、視察会を行う。
- (3) 必要のあるときは、産業振興および地域経済の活性化を推進するため要望・提言を取りまとめる。
- (4) 地域経済の活性化に資する事業を行う。

(役員)

第6条

- (1) 本会に、次の役員をおく。

幹事長	1名
副幹事長	若干名
会計幹事	1名
会計監査	1名
幹事	若干名
相談役	若干名

- (2) 本会の役職名については、中野21の会内および区内活動において改訂前（中野21の会）の役職名を準用することができる。

(役員の仕事)

第7条

- (1) 幹事長は本会を代表し、会の運営を統括する。
- (2) 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長に事あるときはその職務を代行し、事業の企画・運営にあたる。
- (3) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (4) 会計幹事は、本会の会計について役員と連絡を密にし、運営の円滑化をはかり、会計に伴う諸事項の管理を行う。
- (5) 前期幹事長、前々期幹事長およびそれに準ずる者は、退任後相談役に就任し、就任後3年間、現幹事長を補佐する。なお、相談役任期中に卒業を迎えた場合は、卒業を優先する。

(役員の仕事)

第8条

- (1) 幹事長は、現幹事長が会員の中から推薦し、総会の決議をもって交代・選任する。
- (2) 副幹事長・会計幹事・会計監査・幹事・相談役は、会員の中から幹事長が選任する。
- (3) 役員の仕事出し出については、幹事長・副幹事長会議の決議によって受理する。

(役員の仕事)

第9条

- (1) 幹事長の仕事は1期2年間とする。
- (2) 役員の仕事は1年とする。但し、役員の仕事はさまたげない。

(例会・役員会)

第10条

- (1) 例会は、幹事長が招集する。目安として、毎月21日前後に行う。なお、必要に応じて日程調整も可とする。
- (2) 役員会は、幹事長が招集し、必要なときに必要な事項を協議決定する。

(加入)

第11条

- (1) 会員となることを希望する者は、会員2名の推薦を受ける必要がある。
- (2) 推薦を受けた入会希望者は、入会申込書を東京商工会議所中野支部に提出した後、幹事長の面談を受けるものとする。

(会費)

第12条

- (1) 会費は運営費等のため年会費3万円を徴収する。
- (2) 期中入会の場合、入会月に応じて、月割換算にて年会費を徴収する。

(届出)

第13条

会員は、住所、身分等に変更があったときは、その旨を速やかに届け出なければならない。

(休会)

第14条

- (1) 会員は、申し出により休会手続きをとることができる。
- (2) 休会が認められる期間は1年間とし、期限が切れる1か月前に進退を申し出なければならない。申し出がない場合は、脱退扱いとする。
- (3) 休会期間中は、会費を徴収しない。

(脱退)

第15条

- (1) 会員は、あらかじめ東京商工会議所中野支部に通知し、脱退することができる。
- (2) 会員は、次の事由によって脱退する。
 - 1) 会員たる資格の喪失。ただし、年齢制限による場合はその年齢に達した年度末において脱退する。
 - 2) 死亡
 - 3) 除名

(除名)

第16条

- (1) 本会は、次の各号に該当する会員を役員会の決議によって除名することができる。
 - 1) 次年度の請求時に前年度会費を納入しない会員
 - 2) 本会の体面を傷つけ、又はその目的遂行に反する行為を行った会員
 - 3) その他会員たる義務を怠った会員

(慶弔見舞金)

第17条

(1) 結婚祝金

1) 会員が結婚する際、祝金として1万円を支給する。

(2) 香典

1) 会員および会員の家族（父母・配偶者・子）が死亡した場合、香典として1万円を支給する。

2) 会員および会員の家族（父母・配偶者・子）が死亡した場合、第1号の香典のほかに花輪または供花を贈る。

3) 第1項および第2項の家族の範囲は、次の通りとする。

父母：実父母・養父母・義父母 / 子：実子・養子

(3) その他慶弔見舞金については都度協議する。

(事務局)

第18条

本会の事務局は、東京商工会議所中野支部内におく。

(事業年度)

第19条

本会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(収入)

第20条

本会の経費は会費、一般会計繰入金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(その他)

第21条

幹事長は、東京商工会議所中野支部役員会に出席し、青年部の活動状況を報告しなければならない。なお、その席上において、意見を述べることができる。

第22条

本要綱の変更は、幹事長がその内容を検討・確認し、会員の承認を得る必要がある。

第23条

本要綱に取り決めの無いものについては、別途協議のうえ決める。

付則

この規則は平成7年4月1日より施行する。

付則（平成8年4月1日）

この規則は平成8年4月1日より施行する。

付則 平成10年9月22日改定(第3条)

この規則は平成10年9月22日より施行する。

付則 平成11年4月21日改定(第5条)

この規則は平成11年4月21日より施行する。

付則 平成18年4月25日改定(第3条、第7条)

この規則は平成18年4月25日より施行する。

付則 平成22年4月21日改定(第5条、第6条)

この規則は平成22年4月21日より施行する。

付則 平成27年4月22日改定(第3～10条)

この規則は平成27年4月22日より施行する。

付則 平成28年4月20日改定(第3～22条)

この規則は平成28年4月20日より施行する。

付則 平成29年4月20日改訂(第7条)

この規則は平成29年4月20日より施行する。

付則 平成30年4月23日改訂(第4・7～23条)

この要綱は平成30年4月23日より施行する。